

御社のメンタルヘルス対策は万全ですか？

今、組織の安全衛生管理業務の見直しが求められています。

■ 2014年6月19日、「労働安全衛生法の一部を改正する法案（通称：ストレスチェック義務化法案）」が可決され、2015年12月1日より実施されます。

医師や保健師などによるストレスチェックを行うことで従業員のメンタルヘルスの不調を未然に防ぐことを目的としています。従業員数が50人以上の事業場を対象とし、年1回のストレスチェックが義務付けられます。（50人未満の事業場は努力目標）

■ 厚生労働省より、2015年4月6日、過労死過労自殺を防ぐために国が取るべき対策が発表されました。
過労死ゼロを目標に次の3点の数値目標を掲げています。



1. 2020年までに週あたり労働時間60時間以上の労働者の割合を5%以下にする。
2. 2020年までに年次有給休暇取得率を70%以上にする。
3. 2017年までにメンタルヘルス対策に取り組む事業者割合を80%以上にする。

メンタルヘルス対策は、デメリット回避のリスク管理です。

■ 厚生労働省によると、うつ病といった精神疾患にかかる人が内臓系の疾患にかかる人よりも多く、年間3万人と言われており、さらに、その数は年々増加傾向にあります。

■ 最小限の人員で業務を回している部署の場合、休職者の発生により仕事を代わりに引き受けた人や管理職がメンタル不調を訴えるといった、連鎖的に拡大する事例も見受けられます。

※メンタルヘルス対策は、社員の休暇や休職時の他社員への職務分担、代替要員の確保、社員教育、クレーム処理、再休職などによるコスト負担の発生、生産性低下や機会損失による減収を前もって回避するリスク管理でもあります。

弊社では、20数年の実績をもとに、メンタルヘルスの一次予防（発症防止）として、以下をご提供いたしております。



- 自己回復力を高めるメンタルヘルスカウンセリング
- 課題解決に導くコーチング
- 社員を元気にし、課題解決に向かわせるメンタルヘルス心理療法



無料ご相談・サービス内容に関するお問合せ・ご予約

☎ 050-3451-2931 (10時~20時:日休)

850-0854 長崎市銀屋町2-5丸福ビル4F

<http://benefit-minds.com/index.html>